

ワイマール共和国前半期における 帝制復興運動をめぐる一考察

——ドイツ国民人民党を中心として——

中 村 幹 雄

【要約】 ドイツ国民人民党は、ワイマール共和国における最強の帝制派政党であった。即ち同党は共和国に対するいわゆる体制外存在として、共和国の安定に著しい負担をかけていたのである。しかして一九二五年一月に成立するルター内閣への同党の入閣は、同党がワイマール共和国を容認したことの現れであり、同党のいわば体制外存在から体制内存在への転換を示すものであった。この転換が何故行われたか、そしてこのことは共和国史の研究にどのような意義をもつか。ここではこの転換が行われた理由を、同党が自らの社会的経済的インタレストと共和国との合致をみたということの中に求めてみた。そしてこのことから、ワイマール共和国の崩壊要因論の中で一つの有力な立場をなす、共和国の成立期に既にその崩壊の原因をみよとする立場、つまり成立史論をもつて崩壊史論をおさえよとする立場に一つの批判を提供してみた。

まえおき

ワイマール共和国における帝制復興運動はさしあたりはほ一九二四年を境として、その性格を大きく変容している。即ち一九一八年から二四年までは、帝制派勢力が共和国にたいする体制外存在とし

て、実力行動をとしてもこれを打倒することを試みたにたいし、二四年以降は帝制派勢力が共和国という事実を認めて体制内に入り、共和国を通じて自らの活動を展開するに至っているからである。^①一九二五年一月に成立するルター内閣への、帝制派政党であるドイツ国民人民党^② Deutsche nationale Volkspartei の入閣は、明らかに帝

制派政党による共和国の容認を意味するものであり、帝制派勢力が共和国にたいする体制外存在から体制内存在へと転化したことをあらわす一例であつた。

ワイマール共和国はその成立以来、左右両端に蟠踞した体制外存在からの脅威を常にうけとらねばならなかつた。事実共産派勢力は一八年十一月、一九年一月、二二年三月、二三年一〇月と四度にわたつて社会主義共和国樹立の好機をむかえており、また帝制派勢力も二〇年三月のカップ一揆や二三年秋のゼークトの独裁計画^①などに窺われるように、実力行動を遂行するか、あるいは企てることによつて共和国の存立を脅やかしたのである。しかしながら二四年以降の時期には、さしあたつてこのような体制外存在からの危険は共和国にとつて存在しなかつた。反共和国活動において活撥なエネルギーを展開したドイツ共産党も、当時革命への躍動力を失ひ、もはや共和国にたいし何等真剣な脅威を与えるものではなかつたし、^②帝制派勢力もその有力な支柱の一つであつた。ドイツ国防軍が共和国にたいする中立政策をつらぬき、またドイツ国民民主党やドイツ国民党 DVP の如き帝制派政党が共和国への容認を行動を通じて明らかにしていたことなどから窺われるように、共和国は左右の体制外存在からの覆滅への危険にさらされていながつたのである。いわば共和国は、共和体制の維持という課題において、左右からの脅威とい

う重荷を解除されたのであり、このことはこの時点でのワイマール共和国の安定に大きく寄与するものであつたといふことができるのである。

本稿においてはワイマール共和国が帝制派勢力から、それも狭く限つてドイツ国民民主党から負担を解除されるまでの過程をとり扱い、そしてこのことがワイマール共和国史の研究においてもつ意義について一つの考察をおこないたい。なおこの際ドイツ国民民主党をとりあげたのは、同党がその成立以来共和国にたいする原則的否定者としての性格を一貫して保持したほか、国防軍やその他の反共和主義的急進団体、政治結社にくらべて、政党として、大衆的な基礎をもち、しかも共和国政治の進展に直接的な対応関係をもつていた点に著目してみたからである。

- ① Cf. W. H. Kaufmann, *Monarchism in the Weimar Republic*. p. 7. (New York 1953.)
- ② W. Treue, *Deutsche Parteiprogramme 1861-1954*. s. 107. (Göttingen, Frankfurt, Berlin 1954.)
- ③ A. Bullock, *The German Communists and the Rise of Hitler*. p. 105. (in "The Third Reich" London 1955.)
- ④ Vgl. G. W. F. Halgarten, *Hitler, Reichswehr und Industrie*. ss. 20-41. (Frankfurt a. M. 1955.)
- ⑤ A. Rosenberg, *Entstehung und Geschichte der Weimarer Republik*. ss. 448-451. (Frankfurt a. M. 1955.)

一 ドイツ国民人民党と帝制主義

一九一八年一月、革命の嵐がドイツ各地をおそつていったとき、第二帝制下の政治・経済指導者達は完全に敗北者の地位にたたされていった。当時ドイツ内政の唯一の裁定者であり、主人公であつたのは、同月一〇日ベルリンに成立した人民委員協議会政府であり、^①同政府の背後にある労働者及び兵士評議会レヒの強大な力の前に、帝制派勢力はおしなべて無力状態に陥り、当面なすところなく敗退を餘儀なくされていたのである。

だが他方で帝制派勢力は、帝制の崩壊と共和国の成立が既成事実となることを阻止し、迫り来る社会革命のまゝに對抗力を提供する必要にせまられていた。これがためには、革命の衝撃により一時崩壊状態にあつた帝制派勢力を広汎に再編成することが課題とされてきた。この課題にこたえるべく、復古的な勢力を広汎に糾合して出現させたつたのが、ほかならぬドイツ国民人民党であつたのである。いわば同党は凡ゆる復古的な勢力の「結集政党」*Sammelpartei*として、^②革命の潮流の中から、帝制代の政治形態や既得の社会的地位・権力を救出することを目的として成立したのである。

しかし革命勢力への一応の譲歩と当時大衆の間に広がつていた保守主義者層への嫌悪に面して、新党の足取りはますます極めて慎重であ

つた。一八年一月二四日に発した党創建の檄は温和な響きさえおびているのである。即ちそれは冒頭においてつぎのようにうたう。

「わが祖国は四年にわたる戦争により深い痛手をこうむつた。祖国は解体の危機にある。法と秩序は失われ、凡てにわたつての転覆が差迫つている。

我々にとり神聖かつ貴重である多くのものが崩壊した。けれども失われたものをなすことなく悲しむことは許されない。ドイツ国家及び民族の再建に協力し、新ドイツに新しい形式と新しい生命にみちた内容を付与することは各人の義務である」。^③ひきつづいて檄は、憲法制定のための国民議会 *Nationale Versammlung* の召集に賛成し、評議会独裁に反対を表明しつつ、「我々は法と秩序が支配する、いかなる国家形態の土台のうえでも協力すべき用意がある」^④旨を宣言した。この檄には帝制復帰への要求を掲げてなかつたのである。

しかしこのことは党が帝制復興を断念し、共和制をば承認したことを意味するものではなかつた。さしあたり反革命的行動力を欠いた現在、党にはまづ革命勢力にたいして行動の自由を保持し、共和国をソビエト・ドイツへの防壁として利用しながら、民衆内の帝制的感情の復活を期待して、できうべくくんば国民議会を共和国への死刑執行の部屋に転化しようとする戦略的配慮があつたものと考えられる。^⑤この檄よりも、党の有力な指導者の一人であるヴェスタルプ

伯が一九九年三月二三日の『新プロイセン十字新聞』紙上で語つたつぎの言葉が、この当時の党の眞の意図をよく物語るものであろう。

即ち「皇帝と皇太子は退位した。このことは帝制主義の直接的な政治活動を狭めてゐる。……反革命については誰も考えてない。信念と義務との撞着のうちに、帝制主義者は少くとも個々の要件で、共和

和国と協動するようよびかけられてゐる。だが誰も我々の心から、ホーエンツォルレルン王家にたいする愛着、我々の個人的な忠誠心、

我々の感謝にみち、満足せる記憶、我々の深く根ざした帝制への信念をひきさくことはできない。我々は、ドイツ民衆が再び心から我々の帝制への理想の実現を、敢密に合法的な基礎のうえでなしとげ

よう成熟するまで、時期をまつべきである。だがそのときまで、帝制思想の復活に努めることは保守党員の第一の義務である」^①。

成立したばかりのドイツ国民人民党のまえには、まづ一九九年一月に予定された国民議会の選挙という課題が控えていた。帝制下に保守主義勢力が享受していた制度上の保証が凡て失われた現在、党はなによりも大衆的基盤を選挙にあつて必要としていた。だがこの課題は党が凡ゆる復古勢力の結集体として成立したことのなかにいく分か解決されていた。即ち新党はその中核をなした旧ドイツ保守党の如く、もはや東エルベのユンカー政党としての単一的な性格をもたず、大土地所有者とならんで、重工業、高級官吏、知的自由職

業者、福音教会、都市手工業者、農民、被用人、労働者など雑多な社会層を党内に包含したのである。^②これによつて新党は旧保守党と異り、支持者群をドイツ東部のみでなく、西部、北部、南部にも拡大し、地域的にも社会構成的にも、広い基盤を有することとなつたのである。^③党がいかに保守主義の大衆化に腐心したかは、新たに選挙権を認められた婦人層への働きかけに最もよくみることができであろう。共和国においておこなわれた選挙では、党は常に男子選挙人よりも婦人選挙人の票の方をより多く集めたのである。^④

選挙戦にあつて、党は同じく共和国反対、帝制復帰賛成の意見を有していたドイツ国民党(重工業の利益政党、国民自由党の後身)と相結託して、国民議会選挙への布石をおしすすめ、共和派との対決にのりだすこととなつた。一八年一月二七日、国民人民党は選挙にあつての檄を發し、協調的な響きをおびてゐるとはいへ、帝制主義的な意向を表明しはじめたのである。即ち「我々は新民主憲法のもつても、政党を超越した、政治生活安定の個人的ファクターとしての帝王を、わが民族の歴史的個性と合目的性に一致するものと確信している。だが我々は国民議会により創造されるいかなる国家形態の中でも、祖国の繁栄に協力するであらう。」^⑤と。かくして国民議会選挙は、一一月革命以来最初の帝制派と共和派の力だめしの機会となつたのである。

第一表

1912年	投票数の%	1919年	投票数の%	増減
保守主義ブロック	17%	国民人民党	10%	-7%
国民自由党	11%	国民党	5%	-6%
中央党	23%	中央党	22%	-1%
進歩党	10%	民主党	18%	+8%
社会民主党	28%	社会民主党及び 独立社会党	44%(39%+5%)	+16%
その他	11%	その他	1%	-10%

一九一九年一月一九日に举行された国民議会選挙は、帝制派の敗北、共和派の勝利となつて現れた。選挙投票により、票数は第一表のよう^⑩に各政党に配分された。（但し%で示す）

まづ一九一二年の帝制代最後の国会選挙と比較してみると、帝制

派政党の%の減退に比べて、いわゆるワイマール連合に結束した諸政党は、中央党の軽微な減退を除いて、社会民主党及び民
主党の増大が注目されるのである。国民人民党とドイツ国民党は合わせて一五%にすぎなかつたが、この帝制派政党の一五%という数字は、逆に選挙人の圧倒的多数が革命と共和国という事実を認めていたことを裏書きするものといつてよからう。と
に角この数字は当時における共和派の帝制派にたいする力の強さを表現するものであつたのである。

だが国民人民党はこの敗北の後にも、もとより自らのコースを變更しようとはしなかつた。党は依然として革命と共和国という事実を否認しつづけたのである。憲法制定のインシアチブをとつたパウアー（社民）のワイマール連合政府にたいする国民人民党議員V・グレーフェの議会演説がそのことを雄弁に物語る。——「諸君が旧ビスマルク憲法をうち倒してつくつた憲法は、諸君が彼の事業の破壊者であることを示している。だが諸君が帝制を転覆させた方法は、ドイツ民族の多数の意志であつたのか。選挙結果は諸君に何等の正当性を与えるものではない。……だが諸君はこの議会の中に、根本から共和主義的な多数を獲得しているのか。多数派ブロックは実際の事実を欺瞞しているにすぎない。中央党や議会中道派の中に、一年前から共和主義憲法を根本から信奉していたものがあるのか。もし今日諸君がこのような土台にたつてゐるなら、……それは決して共和制への信奉ではないのだ。」^⑪このように同党は共和国にたいする帝制的反対の役割をひきうけ、いわゆるワイマール憲法の採択にあつては、ドイツ国民党とも反対票を投じたのである。

こゝで翌二〇年の初頭に、国民人民党は正式に党綱領を制定するに至るが、この時には帝制の復帰をはつきりと党の目標として掲げたのである。即ち同綱領の帝制に関する箇處で、綱領はいう。「帝制的国家形態はドイツの個性と歴史的発展に一致するものである。」

……ドイツ各邦は自らの国家形態についての決定の自由をもつべきである。我々はライヒをホーエンツォルレルンによつて樹立された帝国へと再生をすべく努力する。」と。かくて党は共和国にたいする体制外存在としての線を明確に打出し、共和国に対抗する姿勢をととのえたのである。

① A. Rosenberg, op. cit., ss. 227-280.

② 即ち同党には、帝制代の反プロレタリアー的な保守主義勢力たるドイツ保守党、自由保守党(帝国党)、ドイツ民族党、キリスト教社会党、国民自由党右派、並びに汎ドイツ連盟 *Alldeutsche Verband*、その他教会勢力などが結集したのである。(S. Neumann, *Die deutsche Parteien*, s. 60. <Berlin 1930.>); Frhrn. v. Freytagh-Loringhoven, *Deutschnationale Volkspartei*, s. 9. <Berlin 1933.>) なお新党創立にいたるまでの詳細な経過については省略した。

③ Frhrn. v. Freytagh-Loringhoven, op. cit., ss. 7-8.

④ Deutscher Geschichtskalender, die deutsche Revolution, Bd. I, s. 329.

⑤ W. H. Kaufmann, op. cit., pp. 51-52.

⑥ *ibid.*, p. 52.

⑦ W. Liebe, *Die Deutschnationale Volkspartei 1918-1924*, ss. 15-16. (Düsseldorf 1956.)

⑧ 一九一九年一月一九日におこなわれた国民議会選挙における党への投票は地域的にA表の如く配分される。なお選出議員の

社会的構成はB表の通りである。

A 表

東ドイツ	1,251,108票
以西のドイツ	982,997票
北ドイツ	153,863票
南ドイツ	733,511票

B 表

農業者	13人
官吏	9人
職業及家 由(弁護士筆 弁及文筆)	7人
労働者	5人
僧侶	3人
教育者	2人
手工業者	2人
工業及び商業	1人

この両表から同党は反共和主義的な「結集政党」でありながらも、党の選挙基盤及び社会構成はなお東部及び大土地所有者に大きく比重が傾いていることが窺われる(W. Liebe, op. cit., s. 17. u. s. 18.)。しかしこの選挙において党への総投票数のうちヘルン以东が四〇%を占め、その他の地域は六〇%であるが、同党の中核をなした旧ドイツ保守党の一八八七年—一九二二年間の国会選出議員総数中に占めるプロイセン出身者而非プロイセン出身者との比率が八四%対一六%である(H. Booms, *Die Deutschkonservative Partei*, s. 7. <Düsseldorf 1954.>) から算出)ことに比較すれば、矢張り新党の選挙基盤の地域的拡大を認めぬ訳にはゆかない。

⑨ 一九一九年一月選挙の際の両者の比率は不明であるが、一九二〇年国会選挙での比率は男子四四%にたいし、婦人層は五六%である。なお二四年一二月での同党選出議員では男子議員四

九名にたらし、婦人議員は五四名である。（W. Liebe, op. cit., s. 131.）

⑪ Dokumente der Deutschen Politik und Geschichte. Bd. 3, 1919-1933, s. 5. (Berlin, Herausgeber J. Hohlefeld)

⑫ W. H. Kaufmann, op. cit., P. 61.

⑬ A. Rosenberg, op. cit., s. 342.

⑭ Deutscher Geschichtskalender. 35. Jhrg., Bd. II, Juli-Dezember 1919, s. 31.

⑮ W. Treue, op. cit., s. 107.

二 カップ一揆と国民人民党

国民議会選挙における共和派の勝利は、労働者階級とともに、都市及び農村の中産層が革命のうみだした新しい秩序を認め、共和国という民主的な構造体の形成に自らも協同しようとする意志の現れにはかならなかつた。しかし憲法制定により新国家の骨組が完成したとはいえ、この間に次第に進行せる貨幣価値低落に基ずく経済的社会的不安の増大は、共和国の前途に極めて暗い影をなげかけることとなつた。経済危機により窮境に陥り、労働者によるストライキや街頭闘争に社会的不安の増大をみた中産者大衆は、共和国にこそ窮乏と混乱、無秩序と不和の責任があると考え、次第にかかる共和国を関知しまいとする風潮がかもしだされるに至つた。人々は憧れ

にみちて帝制下の古き時代を回想し、帝制主義への大衆的旋回が進行しはじめたのである。^①

国民人民党はこのような情勢に希望の眼を開いた。彼等は共和国にたいする原則的反対の線を堅持し、現状に不満を抱く凡ての人々を糾合しようとした。彼等は「帝制下のよき時代」というスローガンを掲げて、帝制をば共和国内の全般的発展に不満をもつ大衆の精神の故郷とし、情緒的な満足の対象にしようとして、活潑な煽動を開始したのである。^②

だが右派勢力からの共和国にたいする危険は、このような国民人民党の活動にのみ限られなかつた。当時、共和国に半心からの協力を行うにすぎぬ帝制派軍部やかの反共義勇軍 *Frei-Korps* は、共和国にとり不気味な存在として常にその動向が注目されていた。更に各地には、この若き共和国にたいし恐るべき死の一撃をくわえようとする、おびただしい数の半軍事的団体、反共和主義的政治結社、思想団体が待期の姿勢に入つていたのである。^③これにたいし共和国は兵士評議会の解体の後には、頼るべき軍事力をもたず、もしこれらの反共和主義勢力が帝制派政党とともに、共和国打倒の實力行動にうつつた時には、それはまさしく共和国の終焉へと発展する可能性があつたのである。

一九二〇年三月一三日ベルリンをはじめ各地域をまきこんで举行

されたカップ一揆は、革命以来最初の共和国覆滅の実力行動であり、これの確実な勝利は疑いもなく帝制の復興に通ずるものであつた。^④

いまこの一揆にいたるまでの経過や直接の動機は省略して、ここでは専らカップ一揆と国民人民党との關係をば記述の中心におきたい。なおこの一揆は国民人民党員カップ及びベルリン軍指令官リネトヴィツを指導的人物とし、エアハルト反共義勇軍が軍事的実力行動の中心をなしたことだけをここで付言しておこう。

カップ一揆に先立つて、国民人民党は大眾感情が次第に帝制派の方に傾きつつあることを察知して、国民議會の解散、国会及び大統領の即時選挙を要求し、自己に有利な状況をつくりだそうとしていた。一揆と党との相互協力は、まづこの要求を中心としてとり結ばれる。即ち一揆指導者達は行動にうつるに先立つて、同党のこの要求をとりあげ、三月一三日午前七時迄にこの要求が受入れられないならば、ベルリンに進軍する旨の最後通牒を政府におくつたが、一日ベルリン占領後に成立したカップ政府のドイツ国民あて布告の中でも、冒頭にこの党の要求を政府が無視したことを攻撃し、自己の行動を正当化しようとはかつたのである。時のパウアー政府がベルリンを撤退し、一揆不参加の国防軍も国防相ノスケの討伐要求を拒否して中立の態度を保持していたとき、一揆の勝利は確実なものに思われた。国民人民党は国会選挙施行を条件としてカップ政府支

持を表明し、ドイツ国民党も同じく新政府支持の態度をうちだしたのである。^⑦

国民人民党は党全体として、この一揆の準備や遂行に直接關係はしなかつたが、個々の黨員や党組織がこれに協力をおこなつたことは疑いえぬ事実であつた。カップ政府に党幹部であるトラウプが文相として入閣したほか、ブレデレックが新聞長官に、また党と常に親密な關係を保つていた元ベルリン警視總監T・V・ヤーゴウが内相として協力を行つた。また党右派に属する指導的人物が積極的に一揆の準備に加わり、なかでもその有力者ヴェスタルプ伯は、一揆の準備委員会に参加し、リネトヴィツ將軍ともこの件で数回にわたる会談を重ねていたのである。^⑧そして党右派の多数が直接、間接にこの企てに参加していたことは、なによりもこのヴェスタルプ伯自身が後に公表した事実であつたのである。^⑨そのほか党の一揆への積極的な参加は、とくにシュレジエン地方においてみられた。当地方においては同じく三月一三日に国民人民党のV・ケッセル―オーベルグラウエを総裁とする行政府が成立するが、党の有力な指導者V・フライターク・ローリングホーフエンがこの企ての遂行に尽力したほか、中部シュレジエンの党組織は一揆の支持を直ちに表明していたのである。^⑩

カップ政府は、労働者階級のゼネストを始めとする共和派の反響

により、脆くも敗退を餘儀なくされるが、この一揆の失敗後、党は今度は一揆を弁護することを計つた。即ち三月二四日に党は声明を發して、一揆の責任は憲法に反して故意に選挙をひきのばした政府にある旨を宣言し、一揆の立場を正当化しようと試みたのである^⑩。しかしこのような党の振舞は共和派を痛く刺戟するに至り、社会民主党や中央党は国民議会や機関紙の中で党への攻撃を行つたが、なかでも社会民主党のO・ウェルスの「このような女々しい国民人民党よりも、共產主義者の方が私にはずつとしました。……敵は右翼にいる」という発言は大きな反響をよびおこしたのである。共和派から発せられた「国民人民党一揆」という非難には、遂に党も譲歩するに至り、党首ヘルクトは四月一〇日に憲法の暴力的変革を非難する旨の言明を行わざるをえなかつたのである。以上にみられる如く、一揆と党が相互に支援を期待しあい、また党の側から一揆の準備や遂行に協力し、そして失敗の後もこの一揆を弁護する挙にでたことなどは、党の共和國的な底意の現れであり、共和国にたいする原則的否定者としての党の性格を明確に打出したものであつたといえよう。とに角国民人民党は実力行動をとしても、この共和国を打倒することを決していとわなかつたのである。

ひきつづいて二〇年六月には共和国最初の国会選挙^{ワルター選挙}が行われたが、この選挙は一九一五年一月に比して帝制派が進出している点で興味

深い。即ち共和派の減退に比して、帝制派政党はいずれも投票数を増加し、王党派たるドイツ・ハンノーフェル党と合わせて、総議席中の三一%を獲得したのである^⑪。帝制派はなお全体としては共和派の票数を上廻ることができなかったとはいへ、その比率の上昇はかかる間に進行した大衆感情の帝制派への旋回を明らかに物語るものであつた。

しかしながら選挙における帝制派の進出にも拘らず、カップ一揆に示された実力行動による共和国打倒の失敗という経験は、帝制派政党のコースに影響を与えることとなつた。まづドイツ国民党中央に共和国にたいする態度の転換が窺われるのである。このことは二〇年六月二〇日に成立した中央党のフェーレンバッハ内閣への四人の国民黨員の入閣^⑫という事実の中に示される。同党はシュトレーゼマンの強い影響下に、帝制主義は放棄せぬが、共和国の維持は現在の条件のもとでは、帝制復活という危険な企てよりもドイツ再建に役立つとの見地をとる。そして政体のいかに係らず入閣を通じて社会的経済的問題に直接の影響力をふるい、国内の繁栄と国外の威信の恢復に努めるといふ、とくに二四年以降強力に展開されたシュトレーゼマンのいわゆる「国民的現実政策」^{Nationale Realpolitik}のコースをとり始めたのである。なおフェーレンバッハ内閣への国民党の入閣という事実、共和派内の勢力関係の比重の交替をあら

わしている点で興味深い。即ち共和派の指導権は次第に社会民主党から離れ、ブルジョワ的中道派に移行しつつあることがうかがわれるからである。そしてこのことは共和国が、当初の社会民主党による広汎な社会化の漸進的な体制内への滲透という意図とは逆に、次第にブルジョワの共和国としての性格を固定しつつあったことを物語るものであった。^⑩このことは後の行論と関係するので、あらかじめここで指摘しておきたい。

カップ一揆の失敗は、国民人民党にも影響を与えることとなった。だがここでは、ドイツ国民党にみられた如き入閣を通じての共和国への協調という立場の転換ではなく、むしろ党内の内紛の激化と党分裂の危機として現れるのである。即ちカップ一揆失敗の経験から何事をも学ばまいとする党急進派と党幹部を中心とする温和派との対立の激化となつてあらわれたのである。とくに前者は反ユダヤ主義の立場にたち、共和国にたいする激烈な闘争を党が遂行するよう要求していた。このような党のつぎとむべきコースについての対立の激化は、党を分裂状態におとし入れ、党勢を弱めるに至るが、結局両派の争いは一九二二年一〇月のゲルリッッ党大会において一応の決着がつけられるまで続行されたのである。

この大会の結果は、民族派の敗北と彼等の党からの離脱という形で終焉するが、しかしこの大会は党の共和国にたいする立場の転換

の機会とはまだならなかつた。この時期では、党がシュトレゼマンの先例にならつて、實際行動を通じて共和国を容認することは、問題とはならなかつた。むしろ党は二三年秋のドイツ内外の危機の際に示されたごとく、共和国と政府にたいする一貫した反対をおこない、^⑪またしても独裁樹立や帝制復興に尽力したように依然として共和国への体制外存在としての性格を保持しつつつづけたのである。

⑩ A. Rosenberg, op. cit., s. 361.

⑪ W. H. Kaufmann, op. cit., p. 66.

⑫ このような団体の性格や活動については Kaufmann, op. cit., pp. 75-110. を参照せよ。

⑬ W. H. Kaufmann, op. cit., pp. 88-90. 村瀬興雄『ドイツ現存史』二七二頁（東京・一九五四年）

⑭ *ibid.*, p. 86.

⑮ Dokumente der Deutschen Politik u. Geschichte. Bd. 3, 1919-1933, s. 113.

⑯ W. H. Kaufmann, op. cit., p. 87.

⑰ W. Liebe, op. cit., s. 55.

⑱ *ibid.*, s. 56.

⑲ *ibid.*, ss. 56-57.

⑳ *ibid.*, s. 58.

㉑ *ibid.*, s. 59.

㉒ W. H. Kaufmann, op. cit., p. 72.

㉓ フォーレンマン内閣の構成は、中央党閣僚五名、民主党閣

僚二名、国民党閣僚四名、無所属二名である。社会民主党は始めて政権から退いているのである。

⑮ W. H. Kaufmann, op. cit., pp. 121-123, u. p. 68.

⑯ A. Rosenberg, op. cit., s. 372.

⑰ W. Liebe, op. cit., ss. 70-71.

⑱ Ibid., s. 74. なお G. W. F. Hallgarten は前掲の Hitler, Reichswehr u. Industrie の中で、二三年秋のゼークト將軍による共和国打倒、独裁樹立の計画を取上げ、この計画と重工業家シュテインネスを中心とするグループ及び一部エンカー層との提携を指摘するが、国民人民党がこの計画とどのような関係があつたかは明らかにされてない。しかしこの計画の成功は疑いもなく帝制の復興に通ずるものであつたとする彼の言及はこの際充分に注目してよ。 (Ibid., s. 41.) なお本書、とくにその前半については、野田宣雄氏が『西洋史学』三二輯（六九—七二頁）で紹介並びに批評をおこなわれている。

三 ドーズ案導入と入閣問題

一九二三年一月ヒットラーのいわゆるミュンヘン一揆の失敗の後、無秩序と不安にみたされていた時代はおわり、共和国の歴史に新しい頁がひらかれ始める。しかもこの時期には、二五年一月に国民人民党が政府に入閣したことからうかがえる如く、帝制派政党による共和国への無条件反対の態度の放棄と、共和国への協調方針へ

の立場の転換がおこなわれたのである。

しかし二四年当初においては、党はなお共和国にたいし協同的態度をとることを拒否していた。同党のカーニッツ伯が二三年二月に成立した中央党のマルクス内閣に入閣したとき、党を去るよう強制されたことは、^①党の非協調方針を例示するものといえよう。だがなぜ一年以内のうちに、党の共和国にたいする立場の転換がおこなわれたのであろうか。いまここではその過程を問題としてみることにしよう。

この党の立場の転換の切掛となつたものは、実はほかならぬかのドーズ案導入をめぐる問題であつた。^②それ故党の共和国にたいする態度の変化の過程を理解するためには、このドーズ案の内容についての簡単な知識をしないと、これにたいする党の対応の変遷を辿つてみねばならない。

さてドイツは二三年秋ルール抵抗の失敗の後に、再び戦勝国にたいし協調外交を展開するに至るが、この過程の中でドイツ賠償支払をあらためて規整することが問題となつてきた。二四年一月中旬以來バリーにこの問題を協議すべく専門家会議が開催されたが、この会議は四月九日にいわれるドーズ案とよばれた決議を採択したのである。この案によると、ドイツは賠償支払の年次金を一定額に確定されるとともに、支払財源をも規定され、なかでもドイツ固有鉄道

第二表

官吏(教育者をふくむ)...	126
中小商・工業者.....	69
自由職業者.....	61
土地所有者.....	55
被用人・労働者.....	44
工業及び大実業.....	28
元将校.....	26
僧侶.....	9

二四年五月四日に挙行された国会選挙において党は大勝利を収め、一〇六人の議員を擁して第一党へと進出した。選挙にあつて党は、ドーズ案反対の広い基礎を確得しようとして、選

を政府企業から独立の企業に転化し、これが発行する鉄道債券による賠償支払が定められていた。そしてなおプランの実行を助けるために、八億金マルクの信用がドイツに与えられることが約束されていたのである。^①

折しもドイツにおいては二四年五月に国会選挙が挙行されるに至り、諸政党の選挙闘争はドーズ案受入か否かをめぐつてたたかかわされることとなつた。四月一日党はハンブルクに臨時党大会を開いて、なお審議中であつたドーズ案にたいし反対の立場を定め、その席上党首ヘルクトは、わけてもドーズ案中のドイツ国有鉄道の質入に反対を表明したのである。^① 選挙戦にあつて党は、ドーズ案を新しい「奴隸化過程」、「第二のヴェルサイユ」として激しい非難をこれに集中した。このように当初ドーズ案拒否の立場では党はよく一致していたのである。^①

第三表

農業(主として大土地所有者).....	34
官吏(主として高級官吏).....	21
被用人及び労働者.....	13
工業及び大実業.....	8
自由職業者.....	8
教育者(主として大学教授など)...	8
手工業者.....	8
元将校.....	6
僧侶.....	5

べて少数であることからして、党内の重工業翼の比重の軽さをあらわすものと受取られるかもしれない。だが事實はむしろ逆であつて、党内の重工業翼はこの年の春にドイツ国民党内の反シュトレーゼマン派の結成した「国民自由主義連合」が

挙リストには種々の職業の代表を指名していた。それは第二表の通りである。^①

だが実際の当選結果は、党内の眞の勢力関係の比重を示すものである。このことは後の行論と重要な関連をもつ故に、ここでそれ明らかにしておかねばならない。党は成程選挙リストには種々の職業グループを指名していたが、リストの上位には大土地所有者、高級官吏、重工業の代表者が記載され、当選がたやすくされていた。当選後の議員の社会的構成は第三表の通りである。^① (なおこの表では高級官吏と大土地所有者が若干重なりあつてでてきている。)

党に加入した結果、以前よりもその影響力を増大していたのである。選挙戦においては党とルール工業との提携が計られ、党はルール工業の指名者を選挙リストの上位に記載さえしていたのである。^⑧

さて選挙の後、六月三日に中央党のマルクスを主班とする内閣が再び政権を担当するが、国民人民党は第一党の地位にありながら閣外に止まつたのである。しかも党は七月一六日以来ロンドンで開催されたドーズ案をめぐる各国政府間の会議にまたしても強い拘束をかけ、会議の進行状況に「新しい強制命令」、「第二のヴェルサイユ」という激しい非難をあげせつづけたのである。このロンドン会議は八月一六日に終了するが、同月二一日ドイツ国民人民党国会フランクは声明を発して、ドーズ案拒否の立場を今一度強く打出したのである。^⑨

ひきつづいて八月二三日の議会においては、宰相マルクス及び外相シュトレーゼマンによるロンドン協定についての政府の説明が行われ、ドーズ案受入はいよいよ問題の核心に入ったが、ドーズ案中のドイツ国有鉄道を政府企業からはづす案件については、憲法の修正を必要とし、このためには票決に際して三分の二以上の多数票が確保されねばならなかった。だが当時の議会状況ではドーズ案にたいする国民人民党の賛成は、法案通過にとつて不可欠の条件であった。そこでドーズ案受入はいまやいつにかかつて同党の向背にかけ

られることになつたのである。

八月二五日の議会で行われたドーズ案の討議においては、冒頭に国民人民党党首ヘルクトがたつて、ロンドン会議の模様を攻撃し、同党はドーズ案拒否以外に道はない旨を言明した。このようにドーズ案は同党の拒否的立場によつてその通過の見込みが危うくされていたとき、ここに思いがけなくも党内の一部に法案通過賛成への態度の転換を迫る事態が実は進行していたのである。この転換を促したものはなんであつたのか。それはほかならぬドイツ工業全国連盟 Reichsverband der deutschen Industrie、全国農業同盟 Reichslandbund 及びドイツ国民行動救助連盟 Deutschnationale Handlungsgesellschaften-Verband をはじめとする経済圧力団体の党にたいするプレッシャーであつた。

そこでこの三団体のドーズ案にたいする動向に言及すれば、まづドイツ重工業の利益圧力集団であつたドイツ工業全国連盟の立場は、ドーズ案受入によつて外国軍占領下にあるドイツ工業を救出し、かつ受入後に期待される外国クレデットによつてドイツ経済の再建を計らうというところにあつた。そこで八月二三日同連盟はドーズ案賛成の表明を行い、しかも国民人民党がこれを受入れるよう働きかけたのである。^⑩ また大土地所有者の圧力団体であり、一〇六人の同党国会フランクのうち五二名を団体会員としていた全国農業同盟も、

外資導入の期待から当初のドーズ案反対を放棄し、投票にあつては個々の議員の自由に任せるべき決議を行い^⑩、更に被用人及び労働者の利益圧力集団であり、同党国会フラク内に数人の代表を数えていたドイツ国民行動救助連盟も、ドーズ案は大衆失業の脅威をなくし、経済安定を計るための前提であるとして、これが受入を党に迫つたのである。これらの団体はいずれも党の財政支持団体であつただけに、経済圧力団体からのドーズ案受入要求は党内に大きい動揺と混乱をまきおこすものであつた。

かくして党内にはこの経済団体の要求に従つて、ドーズ案を受入れようとする賛成派とあく迄も拒否の線を貫こうとする反対派が対立するに至り、その中間に党及びフラク指導者がたつていたが、彼等はむしろ前者の立場に接近していた。当時の党の不統一ぶりをボンメルン地方の党指導者ベッサルゲは八月二六日の日記に以下のように記している。——「フラク内では見解は非常にまちまちであつた。ライン工業、南ドイツ、ときには全国農業同盟が全力をつくして受入を迫つた。東部、わけでもボンメルンは頑強に無条件反対をば要求した。」^⑪

ひきつづいて二七日に、諸経済団体所属の議員及び被占領地出身の議員はほ三〇名がドーズ案受入賛成の態度を表明し、また反対派議員三三名が国民社会主義自由党との協働のうちに拒否を貫ぬけた

めの対抗結集をおこなつたとき、党内の意見は完全に分裂し、統一を失つたのである。二八日の『ベルリン日報』はこの間の党の状況を以下のように報じている。——「舞台裏をみるものは、『統一』なるものがどのようになつていくかを知つている。……二歩進めば一歩退き、二回はつきりと声高らかに『否』という、三回ためらいながら、かすかに『然り』といつている。……彼等の一部は論議的となつた鉄道法案の受入を助けることができよう。だが他の一部はこの動揺している人々に手綱をはめようと圧力をかけている。」^⑫

このように分裂した態度のまま、同党は遂に八月二九日の最終投票を迎えねばならなかつた。ドーズ案中の個々の案件についての投票のうち、問題の鉄道法案の票決は七番目に行われることになつたが、通過の見込みは最後まで不明であつた。党はこの問題について統一を確保することに完全に失敗していたのである。採決が行われたとき、党の投票は完全に分裂した。党フラクの四八議員は賛成票を投じ、かくして問題の鉄道法案は三一四対一二七票で可決され、必要とされた三分の二の多数が確保された。このようにして党は結果においてドーズ案導入を助けることとなつたのである。

二五年一月における党の共和国政府への入閣は、ドーズ案受入のいわば論理的帰結であつた。党が分裂せる投票でドーズ案導入を助

けたこと、及び受入賛成の動機が社会的経済的な問題であつたことは、ドーズ案のもたらすつぎの課題、つまり外資導入によるドイツ経済の再建に党が直接のインタレストをもち始めることを邪げるものではなかつた。事実、ドーズ案と外資導入が既成事実となつた後には、この法案に反対した議員達のなかにさえも、入閣を通じてライヒ政策に党が直接的な影響力をふるうことが有利であるとの見解が高まつてきたのである。かのヴェスタルブ伯が友人V・ドーマスに於てた一〇月一日付きの書簡の中には、国会及びプロイセン邦会の同党議員達が強く入閣を願つてゐるという事実がききしるされてゐるのである。かくして党には次第に国家形態の問題よりも、社会的経済的問題の方が主要な関心の対象となりつつあつた。国民人民党はかのドイツ国民党の辿つた道をいまや歩きはじめた。

なおこの際党の入閣を強く促したものは、再び経済圧力団体であつた。⁽³⁰⁾これらはいずれも外資導入によるドイツ経済の再建に強いインタレストをよせ、なかでも全国農業同盟は当時恐慌下にあつた農業を救済するために保護関税を闘いとることに関心をもつてゐた。そしてこれらの団体は国民人民党を中央党や国民党と結びつけ、もつて内閣を構成するよう働きかけたのである。またドイツ国民党は、国民人民党が同じく資本のインタレストを代弁している点に着目し、両党の協力を通じてライヒ政策を資本のインタレストでもつて支配

する⁽³¹⁾ために、国民人民党が入閣するよう強く要請してゐたのである。このような状況の中にあつて、いまや国民人民党内にも、共和国への無条件反対とか、帝制復興などのスローガンで党の支持者のインタレストを幻想的に代表するよりも、入閣を通じてライヒ政策に積極的に影響力をふるふことにより支持者層の社会的経済的インタレストを現実的に代表する必要がある意見が支配的となり、既に二四年一〇月以来ブルジョワ諸政党との間に入閣をめぐる協議を進めたのである。ワイマール共和国は二〇年六月のフェレンバッハ内閣にドイツ国民党が入閣したことから窺われるように、既にブルジョワ共和国としての性格を固定しつつあつたが、いまや国民人民党もドイツ国民党の先例にならつて、共和国が彼等の社会的経済的インタレストの確保に障害にならず、むしろこれが貫徹を保障しうる限り、この共和国を認めようとしたのである。なお一九一八年一二年間を通観して、この間に左右両端の体制外存在から企てられた実行行動がいずれも、結果的には共和国を打倒することができなかったという事実をここに付記しておこう。

さて同党のこのような配慮は、二四年一二月の国会選挙で社会民主党が大勝利を取め、一三一名の議員を擁して第一党となつたとき、切実なものとなつた。社会民主党の入閣によつて労働者のインタレストがライヒ政策に滲透するを防ぐために、⁽³²⁾いまや国民人民党はド

イツ国民党、中央党、民主党とともにブルジョワ・プロック内閣を構成しようとし、二五年一月に成立したルター内閣に三人の閣僚をおくつたのである。^⑩

しかし社会民主党や中央党などの共和派は、帝制派政党の入閣に強い危惧を表明していた。国民人民党閣僚が議会に現れたときには、左翼の側から「帝制主義を倒せ」という叫声があがつたのである。

宰相ルターはこのような共和派の危惧の念にたいし、新内閣は共和国にとつて何等危険なものでないとの釈明を行わねばならなかつた。一月一九日の政府施政方針演説で彼は政府政策の基礎は共和主義憲法であり、これの暴力的変革には全力をつくして反対するとの言明を行つたのである。^⑪翌二〇日には社会民主党による帝制派の入閣への攻撃が行われたが、これにたいしウェスタルプ伯は国民人民党を代表して、帝制主義は放棄せぬがワイマール憲法を党活動の基礎におく旨を表明し、共和派の攻撃に釈明を行つたのである。^⑫

このように国民人民党はいまや精神においては帝制主義者でありながら、行動においては共和主義者の立場にたち、共和国政府の活動と自らのインタレストを一致させたのである。二五年一月における同党の入閣は、同党がワイマール共和国にたいする体制外存在から体制内存在へと転化したことを明白に物語るものにほかならない。おわりにあたつて、同党の共和国内に占めた位置のいわば質的転

換がワイマール共和国史研究にどのような問題を提起するか、これについての考察をおこないたい。

- ① W. H. Kaufmann, op. cit., p. 128.
- ② Frhrn. v. Freytagh-Loringhoven, op. cit., s. 24.
- ③ Vgl. Dokumente der Deutschen Politik u. Geschichte. Bd. 3, 1919-1933, ss. 134-138.
- ④ W. Liebe, op. cit., s. 76.
- ⑤ V. Freytagh-Loringhoven, op. cit., s. 24.
- ⑥ W. Liebe, op. cit., s. 77.
- ⑦ *ibid.*, s. 78.
- ⑧ *ibid.*
- ⑨ *ibid.*, s. 81.
- ⑩ Deutscher Geschichtskalender, 14 Jhrg., Bd. 2, Juli-Dezember, 1924, Inland ss. 45 ff.
- ⑪ *ibid.*, ss. 62-63.
- ⑫ W. Liebe, op. cit., s. 82.; W. M. Knight-Patterson, Germany from Defeat to Conquest 1913-1933, p. 350 (London 1945.)
- ⑬ W. Liebe, op. cit., ss. 82-83.
- ⑭ *ibid.*, s. 83.
- ⑮ *ibid.*, s. 33.
- ⑯ V. Freytagh-Loringhoven, op. cit., s. 25.
- ⑰ W. Liebe, op. cit., s. 81.

- ③⑩ *ibid.*, s. 85.
- ③⑪ Deut. Geschichtskalender, Juli-Dezember, 1924, s. 84.
- ③⑫ W. H. Kaufmann, op. cit., p. 133.
- ③⑬ V. Freytagh-Loringhoven, op. cit., ss. 26-27.
- ③⑭ W. Liebe, op. cit., s. 96 u. s. 179.
- ③⑮ S. Neumann, op. cit., s. 63.
- ③⑯ W. M. Knight-Patterson, op. cit., P. 352.
- ③⑰ A. Rosenberg, op. cit., s. 439.
- ③⑱ W. H. Kaufmann, op. cit., P. 136.
- ③⑲ V. Freytagh-Loringhoven, op. cit., s. 29. なお党の關係は
ストは内相（シー）、蔵相（ヴァリーヌ）、經濟相（ノイハ
ウス）であり、この際党關係がとくに經濟關係のポストについ
てに注意する必要がある。
- ③⑳ Deut. Geschichtskalender, Januar-Juli 1925, s. 78.
- ㉑ *ibid.*, s. 82.
- ㉒ *ibid.*, s. 83.; W. H. Kaufmann, op. cit., pp. 137-138.

結 語

ワイマール共和国史の研究において、最も興味をひく点は、それが何故一四年という短命な経過のうちに崩壊せねばならなかつたのかという問題であろう。ワイマール共和国の崩壊要因論はこの共和国史研究の中心問題であるといつて差支えない。事実戦後に公刊された多くのワイマール共和国史の研究は、凡てこの観点から記述が

おこなわれているといつても過言ではないのである。① しかもこのワイマール共和国の崩壊要因論の中で、共和国の成立そのもののうちに既に崩壊の原因が存在するという、いわば成立史論をもつて崩壊史論をおささようとする見解が、一つの有力な立場をなしている。② 本稿で記述した帝制派勢力の体制外存在から体制内存在への転化という事實は、実はこの共和国の成立期に崩壊原因を求めようとする立場にたいする一つの批判を含んでいるのである。

さてこのような立場にたつ歴史学者や政治学者の崩壊要因論は、おおよそつぎの点に帰着すると思われる。即ち革命が第二帝制の支柱をなした諸勢力の根幹にふれず、これらの勢力が自らの体制をそのまま温存しつつ、共和国内に移行したという点である。そこでこの派の人々はおしなべて、共和国の成立過程の中で大土地所有が解体されず、重工業が社会化されず、軍部が民主化されなかつた事實に注目を払い、これらの心底から反共和主義的であつた諸勢力が何等の变革をも強制されずに、共和国内に自らの既得の地位を維持しえたというところにこそ共和国の崩壊の原因があつたと主張するのである。我々はこのような主張を、例えば共和国の崩壊を一月の革命が社会革命に進展しなかつた点に求めるA・ローゼンベルクの著作の中に、③ またワイマール共和国の成立と構造をもちろもろの政治・社会集団が革命期にとり結んだ一連の協定の中に求めようとする

る、即ち多元的國家理論にたつF・ノイマンの中に、そしてワイマール民主制の成立のいわば即興的な性格を指摘するT・エッシェンブルクの中に見出すことができるのである。

これらの人々の主張は、たしかに一面の妥当性はもつ。我々は共和国の末期にこれらの勢力が共和国の終焉に演じた役割を否定できないからである。しかしこのような立場は、餘りにも共和国の短命な崩壊という結果にとらわれて、崩壊の原因を因果必然的に成り立期に結びつけすぎているのではないであらうか。少くともこれらの人々の主張はつぎの点で自己撞着に陥る。何故ならもし成り立期に逆に彼等のいう共和国の永続的安定の諸条件がすべて満たされていたなら、それはかつて存在した、そのままの歴史現象としてのワイマール共和国とは全く別箇なものになつたに相違ないと考えられるからである。指摘された如き共和国安定の諸条件が満たされなかつたところ、実はワイマール共和国を成立せしめたのであり、このことはただワイマール共和国の成立史論を説明するだけである。

ここで我々は本稿でのべた筋書にたちかえつてみよう。即ちワイマール共和国にたいする体制外存在としての帝制派勢力の辿つた経路である。ここではドイツ国民人民党の動向を中心に考察を限定したが、しかしまづここでこの政党が、大土地所有者、重工業、それに官僚・軍部などと常に密接な関係があつたことを忘れてはならぬ

い。そしてこの帝制派政党が体制外から体制内存在へと転化した事実と時期があつたということは何を示すものであらうか。それは共和国が自らの原則的異端者を体制内に包摂しえたということ、つまりワイマール共和国は成り立期以来のそのままの歴史現象として、内に反共和主義勢力をかかえつつも、安定へと進みえたということをも物語るものなのである。

もとより国民人民党をはじめとする帝制派勢力は、三〇年以降の共和国の終焉期には、またしても共和国反対の方向にふみきり、体制外存在へと再転している。だが何故このような再転がおこなわれたかは、成り立期にただこれらの勢力が温存されたということだけでは説明できない。帝制派勢力が体制内から再び体制外に転成する過程は、もつぱら共和国安定以降の政治的・社会的・経済的諸条件の発展にかかわるのではないであらうか。ここで我々は共和国崩壊の端緒が、まず体制内存在相互間の対立に基づく国政の遠心的分解からきたり、これを収束するものとして再び帝制派勢力から共和国打倒の運動がおこされたという経過を想起する必要がある。してみれば共和国の崩壊要因並びに起点の探究は、共和国が左右の体制外存在から覆滅への危険という重荷を解放された時期、成り立期以来のそのままの歴史現象としての共和国が到達するに成功した安定の時期、この時期の様相の中からこそ求めるべきではないであらうか。

この小論の意図した点もいじつたのである。

① Vgl. K. D. Erdmann, Die Geschichte der Weimarer Republik als Problem der Wissenschaft, s. 5. (in Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte, 3 Jhrg., 1955, Heft. 1.)

② 共和国崩壊要因についての諸学説の展望をよるためには K. D. Erdmann, op. cit., ss. 4-19. が便利である。なお戦後に多数公刊をみたワイマール共和国に関する研究書を、今後とるべき研究方法を指示をれつゝ整理・紹介された篠原一『戦後におけるワイマール共和国研究』一四四—一五五頁(『日本政治学会年報・一九五七年)は極めて貴重なものである。

③ 特々 A. Rosenberg, op. cit., ss. 227-252.

④ F. Neumann, Behemoth, The structure and Practice of National Socialism. pp. 18-34. (London 1943.)

⑤ 特々 T. Eschenburg, Die improvisierte Demokratie der Weimarer Republik. ss. 31-48. (Geschichte u. Politik Heft 10)

⑥ 例えば以下の文献を参照 G. W. F. Hallgarten, op. cit., ss. 98-119.; F. Klein, Zur Vorbereitung der faschistischen Diktatur durch die deutsche Grossbourgeoisie 1929-1932. ss. 874-904 (Z. f. GW, 1953, Heft 6); J. W. Wheeler-Bennett, The Nemesis of Power, The German Army in Politics 1918-1945. pp. 194-286.

⑦ この点についてはあつて、岡部健彦『ワイマール共和国末期における独裁的傾向』三四七—三七二頁(猪木正道編『独

裁の研究』所収・東京・昭三二年)。なお拙稿『ルマン・ミラー大連合内閣の崩壊について』一一—一九頁(『西洋史学』三四輯・一九五七年)を参照。

執筆者紹介

谷川道雄	名古屋大学助手
吉田晶	京都大学大学院学生
中村幹雄	京都大学大学院学生
田村実造	京都大学教授
榎一雄	東京大学教授
藤島達朗	大谷大学教授
横田健一	関西大学教授
中村哲	京都大学大学院学生
加藤保	広島大学大学院学生

A Study of the monarchistic Movement in the first half
Period of the Weimar Republic ; especially concerning
the German National People's Party

by

Mikio Nakamura

The German National People's Party (Die deutschnationale Volkspartei) was the most monarchistic among the political parties of the Weimar Republic. Therefore this party, as "Outs" in the Republic, was a heavy burden to the stabilization of the Republic. In this connection, its participation in the Luther cabinet which was formed in January, 1925, means its approach to the Weimar Republic and its transformation from "Outs" into "Ins" in the Republic. Why did this transformation happen? And what significance did it hold? In this article, I assume it was because that the party came to find the probability to realize its social and economic interests in the framework of the Republic. From this point of view, I would criticize the theory asserting that the Republic had had undermining factors already at its birth; i. e. this sort of theory has had a strong foothold among various theories as to the causes of the collapse of the Republic. In other words I would rather criticize the approach to the collapsing phases of the Republic on the basis of the very condition of its formation of the Republic.